

愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱

平成元年9月16日制定
平成6年4月1日改正
平成6年11月10日改正
平成10年4月1日改正
平成18年8月21日改正
平成20年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成30年12月1日改正
令和3年1月21日改正

(目的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場における農薬の適正な使用について指導することにより、農薬による危害の発生の防止と生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農薬 農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農薬をいう。
- (2) ゴルフ場 ホールの数が9ホール以上のゴルフ場で、農薬を使用して病害虫及び雑草の防除等を行うものをいう。
- (3) 事業者 ゴルフ場を経営している者をいう。

(農薬管理責任者の設置)

第3条 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理のため、ゴルフ場ごとに農薬管理責任者を置くものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき農薬管理責任者を置いたときは、農薬管理責任者設置（変更）報告書（様式第1号）により、知事に報告するものとする。報告した事項に変更を生じたときも、同様とする。

(ゴルフ場農薬適正使用士の設置)

第3条の2 事業者は、省農薬による芝の管理を図るため、ゴルフ場ごとに知事が認定するゴルフ場農薬適正使用士を置くものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づきゴルフ場農薬適正使用士を置いたときは、ゴルフ場農薬適正使用士設置（変更）報告書（様式第2号）により、知事に報告するものとする。報告した事項に変更を生じたときも、同様とする。

(購入)

第4条 事業者は、農薬を購入しようとするときは、法第17条の規定による届出のあった販売業者から購入するものとする。

(使用)

第5条 事業者は、農薬を使用するときは、法第3条又は第34条第1項の規定による登録を受けた農薬を使用するものとする。

- 2 事業者は、農薬を使用するときは、法第3条第2項第3号に規定する登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法並びに法第16条第9号に規定する貯蔵上又は使用上の注意事項を遵守するものとする。

(保管管理)

第6条 事業者は、農薬の保管管理に当たっては、保管庫等を設けて、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するものとする。

(被害の防止)

第7条 事業者は、農薬を散布するときは、気象、地形その他の環境条件に留意し、農薬散布作業員、従業員、利用者、周辺住民等及び家畜等に直接被害が生じないようにするとともに、池、河川を汚染することにより、これらを利用している者及び水域の生活環境動植物に被害が生じないようにするものとする。

(水質の監視)

第8条 事業者は、ゴルフ場の調整池等に生息環境に応じた魚類を放流し、常時水質の監視に努めるものとする。

2 事業者は、ゴルフ場から排出される排水等について、農薬の使用量の多い時期に主要な農薬を対象として、その濃度測定を年2回以上実施し、その結果を水質監視結果報告書(様式第3号)により、その都度知事に報告するものとする。

(事故発生後の報告及び措置)

第9条 事業者は、農薬による危害や事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちにゴルフ場の所在地を管轄する市町長及び県関係機関に報告するとともに、原因を究明して被害の軽減等適切な措置を講じるものとする。

(防除等の業務の委託)

第10条 第7条の規定は、事業者から委託を受けた防除業者が農薬を散布する場合についても準用する。

(使用の記録及び報告)

第11条 事業者は、農薬の使用状況を農薬使用状況記録簿(様式第4号)に記載し、3年間保存するものとする。

2 事業者は、毎年1月末日までに、前年の農薬使用状況を農薬使用状況報告書(様式第5号)により、当該年の農薬使用計画を農薬使用計画書(様式第6号)により知事に報告するものとする。

(立入調査等への協力)

第12条 事業者は、法第29条の規定により県が行う農薬の使用及び管理状況についての立入調査等に協力するものとする。

(講習会等への参加)

第13条 事業者は、ゴルフ場において農薬使用に係る業務に従事する者に対し、県が実施するゴルフ場農薬適正使用士認定研修を受講させるよう努めるとともに、農薬管理責任者、ゴルフ場農薬適正使用士等を農薬に関する講習会等に参加させ、農薬の適正な使用に関する資質向上に努めるものとする。

(書類の提出)

第14条 この要綱により知事に報告する書類は、ゴルフ場の所在地を管轄する保健所長(松山市内にあつては中予保健所長)に提出するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、農薬の適正な使用についての指導に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年9月16日から施行する。

前 文(抄)

平成6年4月1日から施行する。

前 文(抄)

平成6年11月10日から施行する。

前 文(抄)

平成10年4月1日から施行する。

前 文(抄)

平成18年8月21日から施行する。

前 文(抄)

平成20年4月1日から施行する。

前 文(抄)

平成24年4月1日から施行する。

前 文(抄)

平成30年12月1日から施行する。

前 文(抄)

令和3年1月21日から施行する。

農薬管理責任者設置（変更）報告書

年 月 日

保健所長 様

ゴルフ場の名称

住所

事業者 氏名

電話番号

1 農薬管理責任者

職 名	氏 名	備 考

2 設置（変更）年月日

注）不要の文字は、抹消すること。

ゴルフ場農薬適正使用士設置
（変更）報告書

年 月 日

保健所長 様

ゴルフ場の名称

住所

事業者 氏名

電話番号

1 ゴルフ場農薬適正使用士

職名	氏名	認定年月日及び認定番号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号

2 設置（変更）年月日

水質監視結果報告書

年 月 日

保健所長 様

ゴルフ場の名称

住 所

事業者 氏 名

電話番号

愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱第8条第2項の規定により、水質の監視結果を別紙のとおり報告します。

水質監視結果報告書 (年)

1 測定結果

散布年月日	散布農薬名	散布量 L 又はkg	散布場所	散布時の天候	採水時の状況					農薬測定結果	
					年月日	天候	気温 (°C)	採水場所	水温 (°C)	測定成分名	濃度 (mg/L)

注：計量証明書を添付すること。

2 農薬散布日から採水日までの天候

経過日数	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後	8日後	9日後	10日後	日後	日後	日後	日後
天候														

3 その他（調整池等での魚類の状況について）

農薬使用状況記録簿（ 年）

ゴルフ場の名称		農薬管理責任者名	
ゴルフ場総面積		ホール数	
コース面積	グリーン	m ² ,ティー	m ²
	フェアウェイ	m ² ,ラフ	m ²
	その他（ ）	m ² ,合計	m ²

農薬の種類	散布年月日	散布場所		使用農薬				防除実面積 又は樹数 (m ² ,本)	1 m ² (1 樹) 当たり使用量 (g,ml,本)	防除方法	対象病害虫 雑草名等	気象の 状況	備考
		名称	面積 (m ²)	農薬名	剤型	使用量 (kg、L)	希釈倍数						

1 農薬を購入した販売業者名（ ）

2 防除業務を委託した場合、その防除業者名（ ）

3 記入上の注意事項

- (1) 農薬の使用状況については、農薬の種類（殺虫剤、殺菌剤、除草剤、成長調整剤又はその他の薬剤）ごとに記入すること。
- (2) 散布場所の名称の欄には、農薬を散布した場所の名称（グリーン、ティー、フェアウェイ、ラフ、樹林地、庭園等）を記入すること。
- (3) 防除方法の欄には、農薬の使用法（前面散布、かん注、塗布、樹幹注入等）を記入すること。
- (4) 備考の欄には、委託防除したものについてはその旨記入すること。

農薬使用状況報告書

年 月 日

保健所長 様

ゴルフ場の名称

住 所

事業者 氏 名

電話番号

愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱第11条第2項の規定により、農薬の使用状況について別紙のとおり報告します。

注 前年の農薬使用状況記録簿（様式第4号）の写しを添付すること。

農薬使用計画書

年 月 日

保健所長 様

ゴルフ場の名称

住 所

事業者 氏 名

電話番号

愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱第11条第2項の規定により、農薬の使用計画について別紙のとおり報告します。

別紙

農薬使用計画 (年)

ゴルフ場の名称		農薬管理責任者名	
ゴルフ場総面積		ホール数	
コース総面積			

農薬の種類	散布場所	使用農薬			年間の散布回数又は樹数	防除方法	1㎡(1樹)当たり使用量(g,ml,本)	対象病虫害 雑草名等	主な使用時期 (月旬の別)	備考
		農薬名	剤型	年間の使用量(kg,L,本)						

- 1 農薬を購入した販売業者名 ()
- 2 防除業務を委託した場合、その防除業者名 ()

3 記入上の注意事項

- (1) 農薬の使用状況については、農薬の種類（殺虫剤、殺菌剤、除草剤、成長調整剤又はその他の薬剤）ごとに記入すること。
- (2) 散布場所の名称の欄には、農薬を散布した場所の名称（グリーン、ティー、フェアウェイ、ラフ、樹林地、庭園等）を記入すること。
- (3) 防除方法の欄には、農薬の使用方法（前面散布、かん注、塗布、樹幹注入等）を記入すること。
- (4) 備考の欄には、委託防除したものについてはその旨記入すること。